

足立区感震ブレーカー等設置推進事業助成申込書

申請者	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒 TEL - -
	<input type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅所有者 <input type="checkbox"/> 特例世帯（65歳以上を含む・要介護者を含む・障がい者を含む・非課税者のみの世帯） （ ）内の当てはまるものに○ <input type="checkbox"/> 建物の所有者であることを確認した。 ※賃貸住宅所有者として申請した場合のみ	

※申請者欄は申請者ご本人が手書きしてください

※以下空白部については、電気工事店からのお見積りを参照してご記入ください。（工事店記載可）

建物概要	住所	東京都足立区 <input type="checkbox"/> 同上
	家屋の用途	①戸建住宅 ②共同住宅（住宅戸数 ____ 戸）
	家屋との関係	①居住者 ②所有者

設置器具	メーカー名	
	品番	

施工者名		担当者名	
------	--	------	--

施工会社住所		連絡先	TEL - -
--------	--	-----	---------

申込個数	個	見積金額	円（消費税抜き）
------	---	------	----------

賃貸住宅の場合（居住者・所有者）の了承を得ています （ ）内のどちらかに○

施工者は代理受領が可能のため、助成金の支払いは代理受領を希望します

申込みに必要な書類

- 本紙の申込書
  - 世帯全員が記載されている住民票
  - 木造とわかる書類（対象建物の登記簿謄本または固定資産税納税通知書（課税明細書））
- 上記3点は申込みに必ず必要なものになります。  
世帯によってその他、書類が必要になる場合があります。  
詳細は裏面の必要書類一覧をご確認ください。

令和8年4月足立区建築防災課作成

# 感震ブレーカー

## 最大8万円の助成！

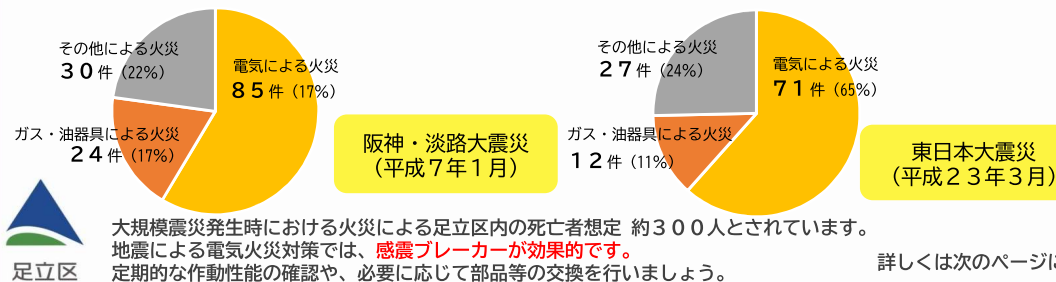
震度5強を感知し、  
ブレーカーが落ちる



令和7年7月より  
助成対象地域を  
足立区全域に拡大



大規模地震時における火災の発生状況



足立区

問合せ先  
申込み・申請先

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区 建築防災課 耐震化推進第一・第二係  
足立区役所中央館4階 TEL 03 (3880) 5317

感震ブレーカー設置に係る費用の一部を助成します。

STEP 1

申込みできるか確認しましょう

1 対象建物：木造住宅

**足立区全域の木造住宅が対象！**

令和7年7月から  
足立区全域に  
拡大！

2 対象世帯：一般世帯と特例世帯のどちらですか？

		助成率、助成金額
一般世帯	居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）	設置費用の 3分の2 最大5万円まで
特例世帯	一般世帯（賃貸住宅所有者を除く）のうち、次のいずれかに該当する世帯 ・65歳以上の方が含まれる ・要介護者が含まれる（要介護3～5） ・障がい者が含まれる （身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害愛の手帳総合判定で1～4度） ・非課税者のみ	設置費用の 10分の10 最大8万円まで

注意！

- ・消費税は助成対象外です。
- ・助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
- ・感震機能のついていない分電盤からの交換・改良工事が助成対象です。
- ・店舗などの居宅以外に使用されている分電盤は助成対象外です。
- ・過去に同じ助成を受けている場合は助成対象外です。
- ・建物が混構造の場合はご相談ください。

手続きの流れ

①見積り	お近くの電気工事店に、相談と見積り依頼をしてください。
②申込み	<b>工事を行う前に、1月上旬まで</b> に必ず申込みを行ってください。 ・裏面の申込書に必要書類を添えて、区役所へ持参または郵送にてご提出ください。 ・受付後、助成対象であることが確認できた方へ、申請書一式を郵送いたします。
③設置	申請書がお手元に到着後、設置を行ってください。 ・写真（設置前、設置中、設置後）を分電盤のフタを開けた状態で忘れずに撮影してください。 ・必ず領収書を受け取ってください。
④申請	設置完了後、申込みをした年度の <b>1月末まで</b> に、申請書をご提出ください。 ・申請書に必要書類を添えて、区役所へ持参または郵送にてご提出ください。 ・書類の審査後、助成が決定した方へ、決定通知書を郵送いたします。 ・決定通知書の郵送後、3週間程度で指定口座に振り込みを行います。
⑤完了	助成金の振り込みをご自身でご確認いただきましたら、今回の助成は <b>全て完了</b> となります。

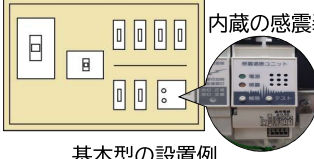
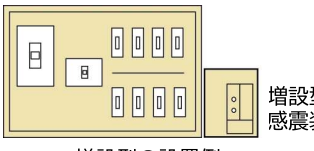
STEP 2

対象の器具を確認しましょう

助成対象の  
感震ブレーカーは…

震度5強相当の地震をセンサーが感知したときに、警報を発生し、約3分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する下記の器具が対象です。

まずはお近くの電気工事店等にご相談ください

<p>新規分電盤（丸ごと取り替え）</p>  <p>内蔵の感震装置</p> <p>基本型の設置例</p>	<p>感震装置内蔵の基本型や、既設分電盤のとなりに設置する増設型（後付けタイプ）などがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人日本配線システム工業会による「感震機能付住宅用分電盤ガイドラインJWDS0007付2」に適合するものであること。</li> <li>・全ての住宅に設置可能で、感震ブレーカーとして標準的なものです。</li> </ul> <p>設置方法：お近くの電気工事店に設置を依頼する。</p>
<p>既設分電盤（今あるものを再利用）</p>  <p>増設型の感震装置</p> <p>増設型の設置例</p>	<p>電気工事店をお探しの場合は、下記団体へお問合せください。</p> <p><b>東京都電気工事工業組合 足立地区本部</b> TEL 03(3883)7677</p> <p>※電気工事店によっては、見積もりが有料の場合があります。</p>

申込みに必要な書類一覧

- 申込書（裏面）
- 世帯全員が記載されている住民票<sup>※1</sup>
- 木造とわかる書類（建物の登記簿謄本<sup>※1</sup> または固定資産税納税通知書（課税明細書）<sup>※2</sup>）

65歳以上の方が含まれない世帯のうち、  
要介護者・障がい者が含まれる世帯  
 各手帳等の写し

65歳以上の  
方が世帯にいれば  
不要！

65歳以上の方が含まれない世帯のうち、  
非課税者のみの世帯

- 世帯全員分の特別区民税・都民税（非課税）証明書<sup>※1</sup>（証明年度は前年度）

賃貸住宅所有者として申請される方

- 建物全体の各階平面図（住戸数が確認できるもの）

<sup>※1</sup>6ヶ月以内のもの、コピー可  
<sup>※2</sup>コピー可